

	意見内容	委員	回答	回答者	対応	備考
1	<p>(生活困窮者支援制度における支援会議について) 生活困窮制度については、普段から業務で関わりのある方と関わっていない方で実感が違うと思う。 新たな支援会議をこの場で兼ねるとするのであれば、生活困窮者支援の制度に関しての基本的な資料等を配付いただき、説明をしていただきたい。</p>	鈴木委員	支援会議を議題とする会議では、要綱や具体的な仕組みについて議論をさせていただきたいので、それまでに大正区役所としての考えをお示しします。	吉田区長	回答と同じ	平成30年度 第3回
2	<p>(支援会議のあり方について) 支援会議について、各支援機関に寄せられた相談をどのように橋渡ししていくかということを整理するべきではないか。</p>	姜委員	区役所に寄せられる相談だけではなく、各支援機関に寄せられた相談についても、担当者間の連携体制を検討します。	吉田区長	回答と同じ	平成30年度 第3回
5	<p>(大正区支援会議：会議の役割) 生活困窮者支援会議（地域福祉推進会議）において行うことは次の3点でよいか。 ①実務者レベルのシェア会議から上がってきた提案などをもとに、現在の生活困窮関係の情報や考え方を共有。 ②支援方法がどうすればもっと適したものができるのかということの検討、アドバイス。 ③制度に関する各関係機関の役割分担のあり方について、事例報告に基づいた検討や提案。</p>	鈴木委員長	生活困窮者支援会議（地域福祉推進会議）については大きく4つある。 「生困シェア会議の活動状況の報告・総括」「生活困窮者支援の状況、課題の共有」「地域資源に関する課題の検討」「生活困窮者支援を通じたまちづくりに活かすための検討」を役割としている。	福祉担当	大正区支援会議については、改めて当会議においてデータをお示しするなどして、会議のあり方について議論していただきたい。	令和元年度 第2回
6	<p>(大正区支援会議：会議のあり方) 生活困窮者支援会議（地域福祉推進会議）の役割は生困シェア会議のあり方、構成について検討する場であるとの理解でよいか。</p>	榎原委員		福祉担当		令和元年 第2回
7	<p>(大正区支援会議：会議のあり方) 生活困窮者自立支援制度における支援会議は法律で設置しなければいけないとのことだが、現場の意見としては会議を増やすよりも現場の体制を強くしてほしい。 様々な支援機関によって既に支援されていて、その中で実際に困ってる問題がたくさん出てきていると思うので、現場の体制を充実したほうがいいと思う。</p>	中村委員	生活困窮者自立支援制度における支援会議は法定の会議となる。 大正区では「相談が必要な方」「支援が必要な方」をいかに早く見つけるかという仕組みとして位置付けている。	福祉担当		令和元年 第2回

	意見内容	委員	回答	回答者	対応	備考
8	(大正区支援会議：対象者) 生活保護を受けておられる世帯には複合的な課題を抱えている世帯も多い。この大正区支援会議の対象にはならないのか。	中村委員 /姜委員	支援に関する本人同意を得られていないため、いずれの支援制度にもつながっていないケースや、すでに生活保護等の支援を受けていてもその支援だけでは対応できない複合的な課題を抱えているケース等が対象となる。	福祉担当	大正区支援会議については、改めて当会議においてデータをお示しするなどして、会議のあり方について議論していただきたい。 ※設問9：生活困窮者自立支援相談窓口の統計データは、「資料番号6（補足資料1）」を参照。	令和元年 第2回
9	(大正区支援会議：会議のあり方) ①大正区支援会議について議論するためには、これまでどのような相談があって、どのような支援を行ったか等の、生活困窮者自立支援相談窓口のデータが必要である。 ②大正区支援会議は、どこにも繋ぐことができなかったというケースをなくすための仕組みであると思う。	榎原委員	①生活困窮者自立支援相談窓口の統計データ提供します。 ②これまでも相談で終わっているケースがあった。それぞれのケースを適切な支援につなげるために検討する場となると考えている。	福祉担当		令和元年 第2回
10	(大正区支援会議：具体的事例) 生活困窮者支援会議（地域福祉推進会議）については、個別事例があれば具体的な検討やアドバイスも出せると思う。	中山委員	改めて、総論の話ばかりではなく、個別のケースをお示ししたうえで議論していただきたいと考えている。	区長		令和元年 第2回
11	(大正区支援会議：会議のあり方) 大正区支援会議で議論が始まれば、包括支援センターとしてはどう関わられると考えられるか。	区長	まだ開催されていないので具体的なイメージはつかめていない。 現状においても、相談したい事案があれば区役所をはじめ、インコスやスクラム等、ケース会議に参画していただいております。わざわざこのような会議を作らなくても随時やりとりはできていると思う。 また、年3回では待ってられないケースも出てくると思う。	金本委員		令和元年 第2回
12	(生活困窮者自立支援制度の利用者) 相談に来られている方や世帯はどのような属性なのか。相談内容や支援の方法と属性をクロス集計した資料があれば後々の分析に役に立つと思う。	鈴木委員長 /中村委員	生活困窮者自立支援制度の実績などをまとめた資料を、次回（第4回）の地域福祉推進会議でお示しする。	福祉担当		資料番号6（補足資料2）参照

	意見内容	委員	回答	回答者	対応	備考
13	(生活困窮者自立支援制度の対象) -	-	生活困窮者自立支援制度の実績をお示した。 この中でどのような形で「生困シェア会議」の対象になるかをお示しする必要がある。	吉田区長	生活困窮者自立支援制度における対象と「生困シェア会議」を整理したものをお示しする。 資料番号5参照	令和元年度 第3回
14	(生活困窮者自立支援制度：支援の期間や結果) 生活困窮者自立支援制度の支援の期間は決まっているのか。 支援の結果より見られた変化で一般就労とあるが、一般就労とはどのようなものなのか。	中村委員	支援機関は基本3カ月を目途にして支援プランを立てているが、状況によって再プランを立て継続して支援を行うというのが基本的な支援スタイルになっている。 パートやアルバイトあるいは障がい者雇用の事業所など、相談者の状況に応じた支援をさせていただいており、必ずしも正規雇用というところでの一般就労は少ないのが現状である。	福祉担当	回答と同じ	令和元年度 第4回
15	(生活困窮者自立支援制度：支援プラン策定) 支援プラン策定はどういうメンバーで策定されるのか。また、策定者は資格を所持者や、専門職なのか。	中村委員	基本的には相談員（インコス大正の職員）がプランを作成し、そのプランを基にサービス、支援調整会議を区役所職員と相談員が協議して策定しています。 相談員に関しての契約では、資格が必須とはなっておりません。	福祉担当	回答と同じ	令和元年度 第4回
16	(生活困窮者自立支援制度：職場定着) 職場定着という数は、就労した方が自ら定着の支援を求めてきているのか、一般就労まで支援してきた方へ一定の間、定期的に継続しているか心配で見に行っているものなのか。	姜委員	就労支援は就労定着まで含まれております。期間については、相談者の希望や状況などに応じて対応しており、一定の期間行われていると理解している。	福祉担当	回答と同じ	令和元年度 第4回
17	(生活困窮者自立支援制度：生困シェア会議) 支援検討会議ではどういった支援をすればいいかわからないケースについて支援を考え、支援実務者会議では、支援検討会議で出てきたケースだけでなく、検討に挙がらなかったケースも実務者会議で共有していく形になるのか。	鈴木委員長	その通りです。 もし、支援検討会議に検討ケースが挙がっていない場合には、支援実務者会議にご参画いただいている機関や窓口で気になるケースを挙げていただき、相互のケース検討ができるような形を考えたいと思っています。	福祉担当	回答と同じ 【資料番号4】を参照してください。	令和元年度 第4回

	意見内容	委員	回答	回答者	対応	備考
18	<p>(大阪市大正区生活困窮者支援会議 (イメージ図) について</p> <p>生活困窮者自立支援担当に対して「気になる事案」の連絡を取って調整しているケースはどの程度あるのか。今はないのか。今はないが、新たに作るということなのか。</p>	中村委員	相談にまでは至っていないが、ちょっと引っかかってきたケースなども、挙げていただき、「早く支援につなげられるようにしていく仕組み」であり、今後、早く生活困窮者自立支援担当にご相談いただけるような仕組みにしていきたいと考えている。	福祉担当	回答と同じ	令和元年度 第4回
19	<p>(大阪市大正区生活困窮者支援会議 (イメージ図) について</p> <p>例えば包括からの相談だと、どのようなケースが考えられるのか。</p>	中村委員	8050問題のように、高齢者の方となかなか外にで出られない年配の子がいる家庭で、高齢の親が施設で対応することになった時に、子の対応をどうするのかというような、緊急対応も必要だけど、長期に支援をしていかないといけないケースについて、このような場を活用し、たくさんの方に関わっていただきながら、支援方法の決定や具体的な支援につなげていきたいと考えている。	福祉担当	回答と同じ	
20	<p>(大阪市大正区生活困窮者支援会議 : 生困シェア会議)</p> <p>地域ケア会議などで、スーパーバイザーを頼むことがあるが、この会議でも依頼するのか。また、会議をどのように運営されようとしているのか。</p>	中村委員	<p>スーパーバイザーについては、区役所から依頼というのは難しいが、福祉局で非常勤の数名のスーパーバイザーを一括で依頼しており、そのスーパーバイザーに会議へ参画いただくことは可能と考えている。</p> <p>支援検討会議の中で状況をしっかり把握した上で、区役所より福祉局で依頼しているスーパーバイザーへ、ご意見を頂いた上で再度支援報告について検討していくなど、やり方については検討していきたいと思って椅子。</p>	福祉担当/ 岡本副区長	回答と同じ	令和元年度 第4回